

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部改正について

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市民文化会館前駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市民文化会館前駐車場条例(平成15年静岡市条例第115号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「市長は、特別の理由があると認めるときは」を「第9条第1項の規定による指定を受けて駐車場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」に改める。

第3条第1項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の次に「、市長の承認を得て」を加え、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条を次のように改める。

(利用料金)

第5条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、自動車を出場させるときに、第9条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第6条を削る。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

2 市長は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を

得て定めるものとする。

4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第11条を削り、第10条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第11条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が駐車場の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が駐車場の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第12条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第14条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

別表中「駐車料金」を「利用料金の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市民文化会館前駐車場条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入場する自動車に係る利用料金について適用し、施行日前に入場した自動車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 静岡市民文化会館前駐車場の指定管理者の指定に関し必要な行為は、施行日前においても、新条例第10条から第12条までの規定の例により行うことができる。
- 4 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第9条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。